

第4回定例会

個人住宅へのリフォーム助成が条例化

平成27年第4回定例会は12月9日に開会、一般質問に5議員が登壇。条例の制定2件、条例の一部改正5件、補正予算2件、指定管理者の指定1件、協議会の廃止1件、意見書2件を審議し、原案を可決。12月11日に閉会した。

条例の制定・ 条例の一部改正

- ◆新十津川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定
- ◆保護措置がとられている個人番号や特定個人情報を利用、提供するために条例を定めるもの
- ◆新十津川町住宅改修促進条例の制定
- ◆個人住宅のリフォーム工事に対し、50万円を限度とし助成金を交付するもの
- ◆新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正
- ◆条例の有効期限を延長するとともに、住宅の解体工事に対し、30万円を限度とし助成金を交付するもの
- ◆新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正
- ◆奨学金の月額を2万円から4万円に増額し、返済期間も延長するもの

補正予算

- 【一般会計】
- ◆平成27年度一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出に6343万2千円を追加し、総額をそれぞれ56億5908万5千円とした。
- ◆主な補正は次のとおり。
- ◆総務費
- ◆電子機器管理事務 2799万4千円
- ◆（情報保護のためのコンピュータシステムサーバーの導入経費と、マイナンバーシステムの構築、運用に係る本町負担分）
- ◆民生費
- ◆児童館管理運営事業 62万4千円
- ◆（放課後児童クラブの人員費）
- ◆衛生費
- ◆後期高齢者医療療養給付費負担金 633万7千円
- ◆（26年度分確定による不足分）
- ◆商工費
- ◆企業振興促進事業 1000万円

（木材チップ会社に対し、設備投資経費の一部を助成）

指定管理者の指定

- ◆教育費
- ◆スポーツ大会参加助成事業 140万円
- ◆（少年団活動の全道、全国大会、招待大会への参加費助成）

◆「新十津川町アートの森彫刻体験交流促進施設」の管理を代行させるため、次者を指定管理者として指定する。

- ◆団体の住所及び名称
- ◆札幌市北区北9条西4-7
- ◆一般社団法人風の美術館
- ◆代表理事 藤島保志
- ◆指定期間
- ◆平成28年4月1日から平成33年3月31日まで



アートの森彫刻体験交流促進施設（通称：かぜのび）

意見書採択

- ◆TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書
- ◆介護報酬の再改定を求める意見書

第4回臨時会

10月19日開催
（補正予算1件）

- 【一般会計】
- ◆平成27年度一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出に1611万8千円を追加し、総額をそれぞれ55億9565万3千円とした。
- ◆主な補正は次のとおり。
- ◆商工費
- ◆企業振興促進事業 1000万円
- ◆（グリーンパークしんとつかわの経営に新規参入する会社に対し、設備投資経費の一部を助成）